

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 2 月 8 日付 3 長技専第 52 号で行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 1 月 29 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下(1)に係る請求を「本件開示請求 1」と、(2)に係る請求を「本件開示請求 2」と、(3)に係る請求を「本件開示請求 3」といい、以下これらの請求を「本件開示請求」と総称する。）を行った。

長崎高等技術専門校について

- (1) 平成 29 年 1 月 1 日以降のじん肺法第 8 条の定期健康診断の実施日が分かる資料
- (2) じん肺法施行規則（以下「じん肺則」という。）第 37 条第 1 項に基づいて平成 29 年 1 月 1 日以降に長崎県人事委員会に提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第 8 号）の類
- (3) じん肺則第 37 条第 1 項に基づいて平成 29 年 1 月 1 日以降にじん肺法の労働基準監督機関（長崎労働局）へ提出したじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第 8 号）の類

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求 2 及び本件開示請求 3 に対し、「報告書『様式第 8 号』については、提出していないため」として令和 4 年 2 月 8 日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した（当該「公文書不開示決定通知書（公文書不存在）」を以下「本件決定通知書」という。）。また、本件決定通知書の備考欄には、「なお、当校（長崎高等技術専門校）における、じん肺則第 37 条第 1 項に基づくじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告は、県人事委員会に行うこととされ

ている。」との記載があった（以下、じん肺則第 37 条第 1 項に基づいて平成 29 年 1 月 1 日以降に実施機関が提出するじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第 8 号）を「本件文書」という。）。

なお、本件開示請求 1 について、実施機関は、令和 4 年 2 月 8 日付けで、「特殊業務従事者（じん肺）健康診断実施計画書の提出について」及び「じん肺検診の日程変更について」を特定し、健康診断受診者に係る個人情報を除いて公文書部分開示決定を行っている。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 4 年 2 月 18 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分の取り消しを求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書（追加の意見）において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書の不存在は不合理であること

ア 地方公務員法第 3 条第 2 項のいわゆる一般職の地方公務員であって非現業の事業場に所属する者（以下「一般職の地方公務員」という。）には、同法第 58 条第 2 項及び第 3 項において、労働基準法又は労働安全衛生法（以下「安衛法」）に係る適用除外の条項が列挙されている。しかし、地方公務員法にはじん肺法に係る適用除外の法的根拠は認められない。じん肺法にも一般職の地方公務員を適用除外とする記述は認められない。一方で、国家公務員法附則第 16 条及び自衛隊法第 108 条には、国家公務員及び自衛隊員に係るじん肺法を適用除外とする条文が示されている。

また、地方公務員法第 58 条第 5 項により、労働基準法及び安衛法に係る労働基準監督機関は、長崎県の場合には長崎県人事委員会となる。今回審査請求の対象である高等技術専門校も労働基準法別表第 1 第 12 号の業種の行政機関であるから、長崎県人事委員会が労働基準監督機関となる。しかし、これらは、労働基準法、安衛法、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に限っての問題であり、じん肺法はこの地方公務員法第 58 条第 5 項に列

挙されていない。

じん肺則は、粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）の基となる安衛法に紐づくものではなく、まさしくじん肺法に連なる厚生労働省令である。よって、じん肺則は地方公務員法第 58 条第 5 項の「これらの規定に基づく命令」にも該当しない。すなわち、いかなる事業者においてもじん肺法上の労働基準監督機関は都道府県労働局及び労働基準監督署であると確信している。

以上から、一般職の地方公務員であって、労働基準法別表第 1 第 12 号の業種の行政機関に勤める者へじん肺法は適用除外とはならないものと思料する。そして、じん肺法上の労働基準監督機関は長崎県人事委員会ではなく、厚生労働省設置法に列挙された行政機関が該当するものと思料する。よって、本件決定通知書の備考欄における「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告は、県人事委員会に行うこととされている」という主張は失当である。

イ 本件開示請求 1 に係る開示文書から、長崎高等技術専門校には、じん肺法第 8 条第 1 項第 1 号の「常時粉じん作業に従事する労働者」が在籍しているものと予想する。つまり、長崎県知事又は長崎高等技術専門校もじん肺法第 2 条第 1 項第 5 号における「事業者」にも該当するものである。したがって、じん肺法第 44 条「厚生労働大臣、都道府県労働局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。」に関する「厚生労働省令で定めるところ」としてのじん肺則第 37 条第 1 項「事業者は、毎年、12 月 31 日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年 2 月末日までに、様式第 8 号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。」に基づく「じん肺健康管理実施状況報告」の提出義務を免れないものと思料する。そして、昭和 53 年 4 月 28 日基発第 250 号「改正じん肺法の施行について」において、「事業者が毎年都道府県労働基準局長に報告すべき事項について、従来のじん肺健康診断の実施状況のほかに、じん肺管理区分別内訳等を含め、じん肺に関する健康管理の実施状況を報告することとしたこと。なお、粉じん作業を行う事業に係る事業者で、当該年にじん肺健康診断を実施しなかった事業者も、第 1 項の報告を行う必要があること。」とされており、平成 29 年 1 月 1 日以降に報告期日である毎年 2 月末日は開示請求日の令和 4 年 1 月 29 日までに 5 回あるので、長崎県知事又は長崎高等技術専門校において少なくとも 5 件のじん肺健康管理実施状況報告があつてしかるべきである。なお、他

県における資料を証拠書類として提出する。

ウ 以上から、長崎高等技術専門校は、所管労働基準監督署長を通じて長崎労働局長にじん肺健康管理実施状況報告の提出義務があることから、じん肺法上の労働基準監督機関としての長崎労働局への提出文書が不存在とすることは不合理である。そして、じん肺法上の労働基準監督機関が長崎労働局と認識していない場合には、長崎県人事委員会への提出書類が不存在とすることも不合理である。じん肺法が長崎高等技術専門校に適用されるにもかかわらず、長崎労働局及び長崎県人事委員会のいずれの行政機関にも提出していないことはより一層不合理である。したがって、本件処分は対象文書の特定が不十分であることから、本件処分を取り消し、公文書を特定し、該当文書を開示するとの裁決を求める。

(2) 立法上の問題点の指摘

ア 長崎県知事が錯誤している原因は、地方公務員法及びじん肺法のいずれにも、地方公務員法第 58 条第 5 項で掲げられた業種及び労働基準法別表第 1 以外の行政機関に所属する一般職の地方公務員へ適用か又は適用除外かについて、若しくは、どの行政機関がじん肺法上の労働基準監督機関となるかについて明確に記載がないことに起因している。

イ 一般的に、じん肺法第 2 条第 1 項第 1 号の「じん肺」及び同第 2 号の「合併症」は、同第 3 号の「粉じん作業」の作業環境及び長期間の当該作業への従事によって発症しうるものと予想する。第一に、じん肺にり患した場合の療養は、地方公務員災害補償法第 25 条第 2 項の療養補償請求に基づき行われるものと思料する。第二に、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項の表「令（労働安全衛生法施行令）第 23 条第 3 号の業務」に従事し、じん肺管理区分が管理二又は管理三となった者は、安衛法第 67 条第 1 項に基づく健康管理手帳を都道府県人事委員会へ交付請求するものと予想する。第三に、じん肺管理区分決定された者が在籍する事業場は、粉じん作業の衛生管理に関し、粉じん則の規定の措置について指導が行われてしかるべきである。粉じん則は安衛法に連なる厚生労働省令であるから、都道府県人事委員会が労働基準監督機関として当該作業場を管理する任命権者への指導を行うものと予想する。以上から、いずれの場面でも、厚生労働省傘下の労働基準監督署又は都道府県労働局が関与する場面は認められない。

また、じん肺健康管理実施状況報告は、粉じん作業が行われている作業場を労働基準監督機関が把握して、当該作業場においてどのような種類の作業が行われているか、健康診断の定期的な実施状況及びじん肺管理区分決定を受けた者の有無の状況を事業者へ報告せしめ、じん肺法及び安衛法の指導につなげるものである。そして、「この法律（じん肺法）の目的を達成するた

め」に報告が求められているものである。よって、粉じん作業に起因する疾病の療養、健康管理手帳の交付及び衛生問題に関する指導が地方公務員災害補償基金及び都道府県人事委員会において行われているにもかかわらず、じん肺健康管理実施状況報告の内容を都道府県人事委員会へ知らせることなく都道府県労働局へ報告する意義を見出しがたいとする見地も理解しがたいものではない。つまり、知事部局の任命権者はじん肺健康管理実施状況報告を長崎県人事委員会へ提出するべきものであるとの錯誤は、労働基準法及び安衛法の安全衛生管理の観点から起こりえるものとも思料する。

ウ このように、じん肺法は安衛法と関連する法律であって、この二法を一体的に法律の施行事務を行うことが適当な場面があることも考えられる。つまり、じん肺健康管理実施状況報告を都道府県人事委員会へ提出することで、安衛法及びじん肺法の目的の達成につながる面もある可能性がある。しかし、この見地は、じん肺健康管理実施状況報告の問題のみを考察したものであり、実際には、じん肺管理区分決定をどの行政機関が担うか並びにじん肺管理区分決定された労働者が所属する事業場の監督指導をどの行政機関が実施するか及びそのための情報提供等の検討すべき課題が残されている。加えて、現状では、じん肺法上の行政指導及び司法警察活動を労働基準監督官が担う一方で、粉じん則に関わる指導は都道府県人事委員会が行うという交錯した制度設計となっていることも課題である。今後、弁護士等の法律の専門家を含めて地方公共団体の実情を反映し、総務省と厚生労働省での横断的な検討を経た立法となることを期待したい。

(3) 審査請求について

本件文書が不存在とする本件処分及び「上記報告書『様式第8号』については、提出していないため」とする「公文書を保有していない理由」は、じん肺法及びじん肺則の規定に抵触するものであるから不合理である。つまり、文書の特定が不十分である。よって、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、さらに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

(4) 実施機関の主張に対する反論（追加の意見）について

ア じん肺則第37条第1項について

ア) 事業者であること

長崎県庁及び長崎県知事は、安衛法第2条第3号に規定する事業者であることを確信している。

弁明書において、長崎高等技術専門校において、年間に25時間程度粉じん作業に従事している労働者がいるとされる。その粉じん作業とは、じん肺則別表第7号に掲げられた「研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり

取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。」、第20号に掲げられた「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業」及び第20号の2「金属をアーク溶接する作業」であると主張している。これらは、いずれもじん肺則第2条本文の「粉じん作業」に該当するものと思料する。つまり、じん肺法第2条第1項第3号における粉じん作業である。なお、審査請求人はじん肺則第2条但書きの要件に該当するか否かは承知していない。よって、「粉じん作業を行う事業に係るもの」に該当する。すなわち、じん肺法第37条第1項の措置義務者は「事業者」であって、「常時粉じん作業に従事する労働者を使用する事業者」という狭い概念よりも広い範囲で定められている。やはり、長崎県庁及び長崎県知事は、じん肺法第2条第1項第5号の「事業者」に該当するものと思料する。

4) 「報告しなければならない」について

じん肺法及びじん肺則の全条文を見渡しても、「粉じん作業を行う事業に係るもの」が、じん肺法第7条ないし第9条の2における「常時粉じん作業に従事する」における「常時」粉じん作業に従事する労働者がいない場合に、報告しなくても差し支えないことに係る除外事由を見出すことはできない。よって、事業者は、常時性のある労働者の有無にかかわらず、「毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、様式第8号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない」ものと思料する。

4) 常時粉じん作業に従事する労働者がいない場合における報告の方法について

審査請求人は、この場合の様式第8号の記入方法について知見は無い。まず、「常時粉じん作業に従事する労働者」がいない場合には、「粉じん作業従事労働者数（12月末日現在）」の欄に、作業場で行われている粉じん作業に関する「粉じん作業コード」を記載したうえで、「上記作業従事労働者数」は様式第8号裏面に、「常時使用する労働者数を記入すること」との記載があるから0人と記載すれば良いものである。

また、昭和53年4月28日基発第250号「改正じん肺法の施行について」において、「事業者が毎年都道府県労働基準局長に報告すべき事項について、従来のじん肺健康診断の実施状況のほかに、じん肺管理区分別内訳等

を含め、じん肺に関する健康管理の実施状況を報告することとしたこと。なお、粉じん作業を行う事業に係る事業者で、当該年にじん肺健康診断を実施しなかった事業者も、第1項の報告を行う必要があること。」とされている。じん肺法第7条ないし第9条の2における「常時粉じん作業に従事する労働者」等に行う健康診断を実施しなかった場合には様式第8号の「本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数」欄に0人と記入して報告を行うことは通例となっている。つまり、「常時粉じん作業に従事する労働者」はいない場合に、健康診断実施した場合には各欄に「0人」と記載すれば良いものと予想する。

エ) 小括

以上のとおり、じん肺法第2条第1項第5号の「事業者」は、常時性のある労働者の有無にかかわらず、様式第8号を法令で所定の行政機関へ報告しなければならないものと確信している。

イ じん肺法第44条について

「この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。」に関し、労働基準監督署及び労働局は、じん肺法及びじん肺則に基づく勧奨等の様々な対応を実施する必要があることから、「適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与すること」とする「この法律の目的を達成するため」に厚生労働省令としてのじん肺則第37条第1項に定められた範囲で、事業者たる長崎県知事に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができるものと思料する。加えて、長崎県知事は、地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」ことから、じん肺則第37条第1項の拘束を受けるものであり、やはり、常時性のある労働者の有無にかかわらず、様式第8号を法令で所定の行政機関へ報告しなければならないものと確信している。

ウ 審査請求について

やはり、長崎県知事は、常時性のある労働者の有無にかかわらず、様式第8号を作成し、法令で所定の行政機関へ報告する措置義務があることから、該当の公文書が不存在とすることは不合理である。よって、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、かつ新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とした理由は、弁明書及び口頭説明によれば、

おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件審査請求に係る本件開示請求の内容は、じん肺則第 37 条第 1 項に基づく健康管理の実施状況に関する報告（様式第 8 号）である。

実施機関は、審査請求人が求めるじん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告書を長崎労働局及び長崎県人事委員会いずれにも提出していないため、審査請求人が求める公文書は存在しない。

よって、条例第 11 条第 2 項に基づいて、令和 4 年 2 月 8 日付けで公文書不開示決定（公文書不存在）を行ったものであり、本件処分は適正であると判断した。

2 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、じん肺法第 44 条及びじん肺則第 37 条第 1 項に抵触するため、本件処分及び「提出していないため」とする「公文書を保有していない理由」は不合理であることから、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、さらに公文書を開示するとの裁決を求める旨主張する。

じん肺則第 37 条第 1 項に基づいて、様式第 8 号により、管轄する労働基準監督署長を経由して所管都道府県労働局長に報告義務のある「じん肺に関する健康管理の実施状況」については、「常時粉じん作業に従事する労働者」であることが要件となる。

「常時粉じん作業に従事する労働者」について判断するに当たり、常時性が問われることとなるが、長崎高等技術専門校では、溶接技術科において、学科（座学）、実技を合わせて年間 1,400 時間の訓練を行う中で、じん肺則別表（第 2 条関係）第 7 号に掲げる金属の研磨並びに第 20 号及び第 20 号の 2 に掲げる金属のアーケ溶接等に携わる訓練については、年間 500 時間程度の実技を行っており、当校の訓練指導員は、その実技の中で、訓練生を指導するための模範作業として、不定期に 1 回当たり 20 分程度、年間で 25 時間程度粉じん作業に従事している。

以上の作業実態から、当校の訓練指導員は、常時粉じん作業に従事しているとはいえないため、じん肺則第 37 条第 1 項に基づく「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告（様式第 8 号）」を長崎労働局に提出する必要はないことから、当校は、様式第 8 号について、作成していない。

なお、本件開示請求 1 について、様式第 8 号を作成していないにもかかわらず、個人情報をもスキミングした上で「特殊業務従事者（じん肺）健康診断実施計画書の提出について」等の文書を開示したことは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するという条例第 3 条の趣旨から広く解釈して行ったもので、個人情報の保護も遵守しているものであり、妥当な決定である。

以上のとおり、審査請求人の主張は失当であり、本件処分は適正である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件文書の保有の有無について

(1) じん肺とは、長期間にわたって吸入された粉じんが肺に沈着し、呼吸器障害
を起こす職業病のことで、じん肺法は、じん肺に関し、適正な予防と健康管理
等の措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与す
ることを目的とする法律である。

じん肺法第8条では、事業者が定期的にじん肺健康診断を行わなければならない
労働者について規定されているが、常時粉じん作業に従事する労働者ある
いは常時従事させたことのある労働者が対象とされている。また、同法第44
条では、「厚生労働大臣、都道府県労働局長及び労働基準監督署長は、この法
律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところに
より、事業者に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させる
ことができる。」とされ、じん肺則第37条第1項では、「事業者は、毎年、12
月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日まで
に、様式第8号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準
監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。」と
されている。

なお、国家公務員法にはじん肺法を適用除外とする条文が置かれているが、
地方公務員法には置かれていない。

(2) 当審査会において、実施機関に確認したところ、長崎高等技術専門校の職業
訓練指導員は、年間25時間程度粉じん作業に従事しているが、この実態は、じ
ん肺法第8条に規定されている「常時」とはいえないことから、同条に基づく
健康診断は実施しておらず、審査請求人が求める「じん肺に関する健康管理の
実施状況に関する報告（様式第8号）」は作成していないため存在しないとの
説明があった。また、常時粉じん作業に従事する労働者がいない場合において、

様式第8号の提出義務はないことを長崎労働局に確認しているとのことであった。そうすると、本件文書は作成しておらず存在しないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分は妥当である。

なお、常時粉じん作業に従事する労働者がいる場合における様式第8号の提出先について、実施機関が人事委員会に再度確認したところ、人事委員会が長崎労働局と協議した結果として、提出先は人事委員会ではなく長崎労働局となるとの回答を受けたとのことであり、本件決定通知書の備考欄の記載については誤りであったとの説明があった。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和4年7月22日	・実施機関から諮問書を受理
令和4年8月5日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和4年9月13日	・審査会（審査）
令和4年9月20日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長